

令和8年度 授業料等納入通知書

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)に定める滋賀県立高等学校の授業料を次のとおり納入してください。

令和8年4月1日

納入義務者各位

滋賀県立草津高等学校長

1. 授業料 年額 118,800 円
 2. 納入期限 下記一覧表のとおり
 3. 納入先 滋賀県指定金融機関、滋賀県収納代理金融機関
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格認定を申請し、認定および支給決定された場合は、納入の必要がなくなります。

学校諸会費は下表①～⑤のとおりですので、納入してください。

諸会費歳入徴収受任者
滋賀県立草津高等学校長

(単位:円)

科目	納入月			分割払				
	4月	8月	10月	4月	6月	8月	10月	12月
授業料		29,700	89,100			29,700	49,500	39,600
諸会費	66,600	2,400		18,900	15,900	17,100	17,100	
① P T A 会 費		2,400				1,200	1,200	
② 生 徒 会 費	9,000			3,900	1,700	1,700	1,700	
③ 後 援 会 費	6,000			1,500	1,500	1,500	1,500	
④ 高文連・高体連加盟会費	800			800				
⑤ 学 年 諸 費	50,800			12,700	12,700	12,700	12,700	
納 入 金 額	66,600	32,100	89,100	18,900	15,900	46,800	66,600	39,600
納 入 期 限	4月27日(月)	8月25日(火)	10月26日(月)	4月27日(月)	6月25日(木)	8月25日(火)	10月26日(月)	12月25日(金)

＜注意＞ 1. 授業料の内訳は、次のとおりです。

- (1) 一括払の場合…8月25日(4～6月分 29,700円)、10月26日(7～3月分 89,100円)
- (2) 分割払の場合…8月25日(4～6月分 29,700円)、10月26日(7～11月分 49,500円)、12月25日(12～3月分 39,600円)
2. 納入期限の前営業日まで、振替口座に入金しておいてください。
3. 正当な理由がなく授業料を期限までに納入しない場合、学則により、出席の差し止めや学籍を除くことがあります。
4. PTA会費は加入者のみ徴収します。
5. 学年諸費には、スポーツ振興センター掛金(1,916円)を含みます。